

事務連絡  
令和4年7月25日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

### 都道府県への抗原定性検査キットの配布について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

外来医療のひっ迫に備え、「発熱外来における抗原定性検査キットの配布等について」（令和4年7月21日付け事務連絡）において、薬事承認された抗原定性検査キットを重症化リスクの低いと考えられる有症状者に対し、診療・検査医療機関（いわゆる発熱外来）において、受診に代えて配布する体制の整備等を要請したところです。

今回初めて、上記の体制整備を要請した中で、現下の急速な感染拡大による抗原定性検査キット需要の急速な増大、購入の事務手続き等を理由として、抗原定性検査キットの調達に一定の時間を要する都道府県等があることに鑑み、本体制の迅速な整備のため、厚生労働省から都道府県に対して抗原定性検査キットを一定数配布することとしました。

各都道府県におかれましては、管内の保健所設置市及び特別区と調整し、可能な限り迅速に本体制を整備していただくとともに、下記のとおりのお対応をお願いいたします。

### 記

#### 第1 抗原定性検査キットの配布について

##### (1) 概要

外来医療のひっ迫に対応するため、薬事承認された抗原定性検査キットを重症化リスクの低いと考えられる有症状者に対し、診療・検査医療機関（いわゆる発熱外来）等において、受診に代えて配布できるよう、体制整備を要請しているところです。

今回初めて、上記の体制整備を要請した中で、現下の急速な感染拡大による抗原定性検査キット需要の急速な増大等により都道府県においてキット確保に支障が生じているところ、感染症対策として一刻も早く抗原定性検査キットを使用できるようにするため、厚生労働省が買い上げた抗原定性検査キットを、新型インフルエンザ特別措置法第64条に基づき都道府県に無償譲渡します。今般の措置は、特例的に実施するものであり継続的に行うものではありませんので、抗原定性検査キットの確保については、引き続き従来どおり、各都道府県において御対応いただきますようお願いいたします。

なお、薬事承認された抗原定性検査キットを重症化リスクの低いと考えられる有症状者に対し、診療・検査医療機関（いわゆる発熱外来）等において、受診に代えて配布できる体制整備については、行政検査として、費用を感染症予防事業費負担金の対象とすることが可能ですが、厚生労働省から配布した抗原定性検査キットを用いた検査については、行政検査には該当せず本負担金の対象とならないため、厚生労働省から配布した抗原定性検査キットの都道府県での保管・配送費用は本負担金の対象とならない点につき、ご注意ください。

## （２）都道府県に配布する抗原定性検査キットの数

各都道府県における診療・検査医療機関及び地域外来検査センターの数を踏まえ、別添にある個数を上限として都道府県が希望する個数とします。

※ カートン単位（950テスト分）での配布となります。

※ 厚生労働省から各都道府県への配送について、都道府県に管内の保健所設置市及び特別区分をとりまとめていただき、1都道府県あたり最大2カ所程度となります。

※ 抗原検査キットの保管及び発熱外来等への配送については、各都道府県において対応してください。

## （３）配布する抗原定性検査キットについて

配布する抗原定性検査キット（クリニテスト COVID-19 抗原迅速テスト（製造販売元：シーメンスヘルスケア・ダイアグノスティクス株式会社））は、1箱の入り数が検査回数として5テスト分であり、1カートン当たり190箱が入った状態で配送されます（1カートン当たり950テスト分）。

添付文書：

[https://www.info.pmda.go.jp/downfiles/ivd/PDF/341508\\_30400EZ00015000\\_A\\_01\\_01.pdf](https://www.info.pmda.go.jp/downfiles/ivd/PDF/341508_30400EZ00015000_A_01_01.pdf)

保管・配送にあたっては2～30℃の温度管理を必要とし、また、1カートンの大きさ及び重量は690mm×420mm×390mm、14.5kg（8段まで積み上げて保管可。）ですので、これらを踏まえて保管場所等についてご検討いただいたうえで、納入希望場所をご報告ください。

## （４）納入日について

納入日については、各都道府県の配布希望個数等を踏まえ、配送業者から各都道府県ご担当者に個別にご相談したうえで、7月28日（木）以降の日の中から決定します。

## （５）都道府県からの配布先

有症状者への配布場所については、検査・診療医療機関（いわゆる発熱外来）に限らず、地域外来検査センターに加え薬局や公共施設等が考えられ、また、都道府県等が設置するキット配布センターからの郵送なども考えられるので、都道府県からの配布先については、地域の実情に応じて適切にご検討ください。

(6) 都道府県からの配布先への配送方法

例えば、「都道府県が配送業者を活用して発熱外来等へ配送する方法」「都道府県から各都道府県医師会又は各地区医師会に配布し、そこから分配する方法」「発熱外来等に、都道府県が保管する倉庫まで取りにきてもらう方法」「都道府県が自ら配布する方法」などが考えられます。

## 第2 報告を求めたい事項

都道府県におかれましては、管内の保健所設置市及び特別区と調整し、管内の保健所設置市及び特別区分をとりまとめた上で(※)、7月26日(火)12時までに、別添様式に記載の上報告をお願いいたします。

提出先：[corona-kensahan@mhlw.go.jp](mailto:corona-kensahan@mhlw.go.jp)

(※) 国から都道府県に配布するものなので、管内保健所設置市及び特別区との調整に時間を要する場合は、迅速性を優先し都道府県の責任のもとで報告をお願いします。

- ① 都道府県(管内の保健所設置市、特別区分を含む)ごとの抗原定性検査キットの配布希望個数
- ② 納入希望場所
- ③ 配送業者に伝える都道府県担当者の連絡先(都道府県担当者氏名、役職、電話番号、メールアドレス)

(※) 都道府県からの配布先、配送方法、配布個数等について、近日中に報告を依頼いたしますので、ご注意ください。

以上